

2月県議会で、拙速に乾式貯蔵施設の建設に同意しないでください

六ヶ所再処理工場のガラス固化試験の先送りは、安全性の軽視です

陳 情 書

2026年2月17日

福井県議会議長 宮本 俊 様

避難計画を案ずる関西連絡会

この件の連絡先：大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル301 美浜の会気付

◆陳情の趣旨

2011年の東電福島原発事故から15年になろうとしています。被災者、避難者の苦勞と苦悩は続いています。それにも関わらず東京電力は、2月9日に柏崎刈羽原発6号機の再稼働を強行しました。度重なる制御棒の事故に対して「警報がならないように設定を変えた」という安易で危険な姿勢です。

また、中部電力の浜岡原発では、基準地震動のデータ捏造が外部通報によって発覚しました。電力会社の安全性軽視はもとより、原子力規制委員会もそれを見抜くことはできませんでした。

誰もが、原発の安全性について強い不信を抱かざるを得ません。

このような中で、関西電力は老朽原発7基の運転を続けるために、乾式貯蔵施設の建設を計画しています。昨年は、六ヶ所再処理工場の審査が長引き、福井県の建設同意判断は先送りとなりました。

審査が遅延する中で、昨年12月22日に日本原燃は、今年10月頃に実施予定の高レベル廃液のガラス固化試験をしゅん工後に先送りすると新方針を表明しました。ガラス固化ができなければ再処理工場は操業できません。安全性軽視と形だけの今年度中(2027年3月)のしゅん工を優先させようとしています。規制委員会での議論はこれからです。

さらに、中間貯蔵施設の規模も候補地も具体的に決まっています。

よって、[1] 2月県議会では拙速に建設同意の判断をしないこと、[2] 建設同意の判断は、六ヶ所再処理工場が安定的に操業することを確認し、中間貯蔵施設が完成してから議論すること、[3] 福井県内及び関西30km圏内の住民の意見を聴く住民説明会等を実施すること、を強く求めます。

◆理由

1. 六ヶ所再処理工場のガラス固化試験の先送り方針は、安全性の軽視です

(1-1) 六ヶ所再処理工場の審査は遅れています

原燃は設工認審査での説明は3月までかかると表明しています。原燃の説明後に、規制委員会の認

可や検査等が必要で、今年度中のしゅん工は不確かです。しゅん工後にガラス固化試験、安全協定締結等に 6～7 カ月かかると原燃社長は述べています。他方で青森県知事は「協定入りは社会的に簡単なことではない」と話しています（2026 年 1 月 29 日 東奥日報）。

そのため、2 月議会で拙速に乾式貯蔵施設の建設同意の判断をする必要はありません。

（１－２）ガラス固化試験の先送りは安全性を軽視しています

原燃は昨年 12 月 22 日の国の審査会合で、高レベル廃液のガラス固化試験を使用前事業者検査の対象から除外し、国の規制の対象から外し、しゅん工後に先送りする計画を示しました（4 頁図参照）。

これは、以下のように安全性を軽視するものであり、同時に形式だけ再処理工場のしゅん工を示すものです。これまでに溜まっている高レベルガラス廃液のガラス固化ができなければ、新たに燃料をせん断する操業はできません。関電のロードマップも実効性はなくなります。

① 2007 年頃のアクティブ試験では、ガラス固化試験はトラブル続きでした。これらが改善されたことを規制委員会は確認していません。今回使用する溶融炉も前回のものと同じです。

② ガラス固化の「処理能力」の確認は安全上極めて重要です。冷却機能が喪失すれば、高レベル廃液が沸騰し、放射性物質が外部に放出する危険があります

高レベル廃液は強い放射線を出し続けるほか、容易に沸騰するため強制冷却を続ける必要があります。強い放射線の作用で水が放射線分解し、爆発を起こし得るレベルの水素が発生するため、常に圧縮空気を送り込み水素濃度を一定値以下に抑えておかなければなりません。このため、新規基準では、高レベル廃液貯槽で、沸騰・蒸発や水素爆発という重大事故が起こることが想定されています。

（製造直後のガラス固化体表面の放射線量は約 1,500Sv/h と極めて高く、1000 年を経た後も、約 20mSv/h のレベル：電事連HPより <https://x.gd/ssMf16> ）

③ 規制委員会は新基準策定後に、ガラス固化の確認を行うと述べています

規制委員会は、2020 年 7 月 29 日の六ヶ所再処理工場の事業変更許可の際、パブコメへの回答で「高レベル廃液のガラス固化に係る設備の（中略）性能等については、事業者が使用前事業者検査として確認し、原子力規制委員会はその内容について使用前確認を実施していきます」と記しています。当日の議論でも「紙だけではなくて、実質的な能力があるかどうかについても、我々としても関心を持って見ていく必要がある」（田中知前委員）と意見が出されています。

④ 高レベル廃液を残したままでは安全上のリスクがあります

液体状態の高レベル廃液のままでは、地震などによって廃液が流出する危険があります。規制委員会はこれまで、廃液が溜まるリスクを軽減する必要性を認めています。それにも関わらず原燃は、ガラス固化試験を先送りしようとしています。ガラス固化ができなければ、廃液は溜まったままです。

(1-3) 「審査状況の確認」は、審査が終了し、安定操業を確認してからではないでしょうか

新知事は「乾式貯蔵の事前了解は六ヶ所再処理工場（青森県）の竣工（しゅんこう）が重要であり、その審査状況を確認する。安全を第一に、地元の理解を得ていく」と発言しています。（2026.1.27 福井新聞）。また県は昨年県議会で、「審査状況の確認」は、事業者の原燃から説明を聞くと答弁しています。しかし、当事者から説明を受けても、安全性を確認することはできません。浜岡原発のデータ捏造隠しを教訓にし、再処理工場の安定的操業後に確認すべきではないでしょうか。

2. 中間貯蔵施設は何も具体的に決まっています

関西電力は、2030年頃に中間貯蔵施設を操業し、2035年末までに中間貯蔵施設に搬出すると説明しています。しかし、中間貯蔵施設の規模や候補地は示していません。これでは、関電の計画に実効性はありません。

(2-1) 関電は中間貯蔵施設の規模を県議会では説明していません

電気事業連合会（電事連）資料では、中間貯蔵施設の規模について「2,000トンU規模で操業開始」と書かれています。しかしこれまで、県議会に施設の規模についての説明はありませんでした。

県議会への説明もなしに、勝手に下記のように記していることについて、関電に責任を問い、削除を要求すべきではないでしょうか。

電力会社	発電所名	当面の使用済燃料対策方針
関西電力	美浜	福井県外における中間貯蔵について、理解活動、可能性調査等を計画的に進め、 <u>2030年頃に2千トンU規模で操業開始する。</u>
	高浜	計画遂行にあたっては使用済燃料対策の重要性に鑑み、迅速かつ的確に対応し、できる限り前倒しを図る。
	大飯	「使用済燃料対策ロードマップ」（現在、見直し中）に基づき、着実に発電所が継続して運転できるよう、あらゆる可能性を組み合わせ、必要な搬出容量を確保する。

出典：使用済燃料貯蔵対策の取組強化について（「使用済燃料対策推進計画」）
2025年2月6日 電気事業連合会 9頁 関電部分 <https://x.gd/JlhJw>

(2-2) 関電は、中間貯蔵施設の候補地さえ示していません。計画の実効性はありません。

山口県上関町の中間貯蔵施設計画では、関電の使用済核燃料を受け入れるのかも定かではありません。地元山口県では、関電分を受け入れることに強い反発があり、中間貯蔵施設の建設反対の運動が続いています。

(2-3) むつ中間貯蔵施設の「事業者連携」は立地協定で想定されていません

むつ中間貯蔵施設について、東電と日本原電は、他社の使用済核燃料の搬入ができるようにする「事業者連携」をむつ市と青森県に求めました。関電分も含まれることが推定されます。

しかし、むつ中間貯蔵施設は2005年の立地協定で、東電と日本原電の2社だけの使用済核燃料を貯蔵することが定められています。そのため青森県の副知事は、他社との「事業者連携は（施設の）立地協定には想定されていない。議論の俎上に上がってこない」と述べています。むつ市の住民は、関電等からの搬入に強く反対し、受け入れないように青森県に申し入れています。

青森県やむつ市民の意見を尊重し、関電分の搬出は認められないのではないのでしょうか。

3. 新知事は就任に伴い、「県民の声を聞く」旨を表明しています
 県内及び 30km 圏内の京都府・滋賀県の住民の声を聴くべきです

(1) これまで何度も求めています。乾式貯蔵施設については、県と立地自治体の判断に委ねられており、福井県民への説明さえありません。また、乾式貯蔵施設により、老朽原発の運転が継続され事故の危険が高まるにも関わらず、30km 圏内の京都府・滋賀県でも住民への説明はありません。

新知事は「住民の声を聞く」旨を表明しています。そのため、県内及び 30km 圏内の京都府・滋賀県で住民説明会等を開き、住民の声を聴いて尊重し、建設同意の判断をすべきではないでしょうか。

以上により、下記事項を陳情します。

記

1. 六ヶ所再処理工場、及び中間貯蔵施設の状況から、乾式貯蔵施設の建設同意を判断できる状況にはありません。

そのため、2月県議会では拙速に建設に同意しないこと

2. 建設同意の判断は、六ヶ所再処理工場が安定的に操業し、中間貯蔵施設が完成してから議論すること

3. 新知事は就任に伴い、「県民の声を聞く」旨を表明しています。
 福井県内及び関西 30km 圏内で住民説明会等を実施すること

以上

2026年2月17日 避難計画を案ずる関西連絡会

(避難計画を案ずる関西連絡会は関西の市民団体の連絡会です)

連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/

脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認			しゅん工	
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認			ガラス溶融炉検査	
(3) 保安規定		保安規定と並行説明		重大事故等対処訓練	
(4) 工事	安全性向上対策工事	新設設備と既設設備の連結工事		海洋放出管切離し工事	
操業運転			溶液・廃液処理運転開始	せん断開始	操業

これまでの六ヶ所再処理工場の工程表（日本原燃資料より）

しゅん工前に「ガラス溶融炉検査」がある。この検査をしゅん工後に先送りしようとしている。

【参考資料】避難計画を案ずる関西連絡会の陳情書3頁（2-3）関係

むつ中間貯蔵施設の立地協定 東電プレスリリース2005年

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書の調印について

平成17年10月19日 東京電力株式会社

<https://www.tepco.co.jp/cc/press/05101901-j.html>

むつ中間貯蔵施設の使用は、東電と日本原電の2社に限られている
「事業者連携」で2社以外の使用済核燃料を貯蔵することは立地協定に反する

(写)

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

（使用済燃料の貯蔵期間）

第1条 丙及び丁は、丙が甲及び乙に提出した「リサイクル燃料備蓄センターの概要」に示されている使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
- (2) 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。
- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するものとする。

2 丙及び丁は、前項の遵守事項について、丙及び丁が共同して設立し、貯蔵施設の建設及び管理運営を行う法人（以下「新法人」という。）に対しても遵守させるものとする。

（品質保証体制の構築）

第2条 丙及び丁は、貯蔵施設の安全を確保するため、新法人に品質保証体制を構築させることとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印のうえ各自1通を保有する。